

改定案

チマイベツ川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「チマイベツ川水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風や平成28年8月の一連の台風など、近年の激甚な水害や、気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、チマイベツ川流域であらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を防止・軽減する治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 チマイベツ川流域で行う流域治水の全体像を検討し、その情報共有を図る。
- 2 「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」の取組に関するフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、会長には胆振総合振興局長、副会長には胆振総合振興局副局長(建設管理部担当)をあてる。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。なお、会長不在の時は副会長が会務を統轄する。
- 5 会長は協議会の同意を得た上で、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)を参加させることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に関する検討などを行い、その結果を協議会に報告する。
- 3 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会は、各幹事の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 5 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室長、副幹事長には胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室長をあてる。
- 6 幹事長は幹事会を代表し、会務を統轄する。なお、幹事長不在の時は副幹事長が会務を統轄する。

(オブザーバー)

第6条 協議会及び幹事会には、別表3にある機関をオブザーバーに置く。

(会議の公開)

第7条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出した資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮って非公表とすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後に公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室治水課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は協議会で決定するものとする。

(附則)

この規約は、令和3年(2021年)3月31日から施行する。

令和3年(2021年)8月31日一部改定

令和6年(2024年)3月27日一部改定

別表1 チマイベツ川水系流域治水協議会 構成員一覧表

関係機関	構成員
胆振総合振興局	局長(会長) 副局長(建設管理部担当)(副会長)
後志森林管理署	署長
室蘭市	市長
伊達市	市長

別表2 チマイベツ川水系流域治水協議会 幹事一覧表

関係機関	幹事
胆振総合振興局	地域創生部 危機対策室主幹 室蘭建設管理部 事業室長（幹事長） 用地管理室長（副幹事長） 建設指導課長 建設指導課主幹 維持管理課長 地域調整課長 治水課長 産業振興部 林務課長
後志森林管理署	治山グループ 総括治山技術官
室蘭市	総務部 防災対策課長 都市建設部 土木課長 都市政策推進課長 建築指導課長
伊達市	総務部 危機管理課長 経済環境部 水産林務課長 建設部 建設課長 都市住宅課長

別表3 チマイベツ川水系流域治水協議会 オブザーバー一覧表

関係機関
(オブザーバー) 室蘭開発建設部治水課

チマイベツ川水系流域治水プロジェクト【位置図】

資料-2-4

～魚影豊かでのどかな田園風景が広がる地域の産業と暮らしを守る治水対策の推進～

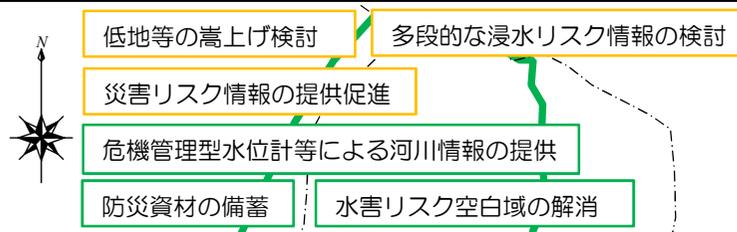
昭和48年8月洪水等により甚大な被害が発生したチマイベツ川水系では、室蘭市・伊達市の田園地域を洪水から守るために「流域治水プロジェクト」として以下の取り組みを推進していくことで、昭和48年8月洪水を踏まえた河川整備計画規模の洪水を安全に流下させるとともに、流域における浸水被害の防止・軽減を図る。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・ 河道掘削、放水路整備
- ・ 治山対策
- ・ 森林整備 等



河道掘削等（胆振総合振興局）



位置図



■ 被害対象を減少させるための対策

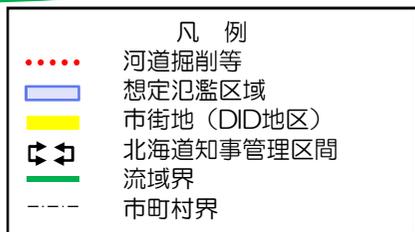
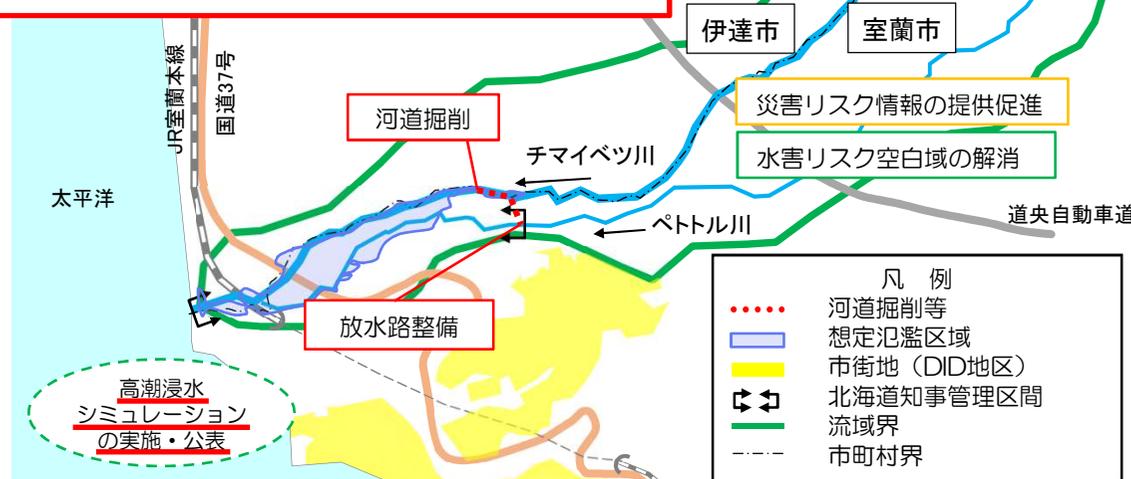
- ・ 河川掘削土を活用した低地等の高上げ検討
- ・ まちづくり等での活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討
- ・ 宅地建物取引等に係る災害リスク情報の提供促進 等

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ 危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラによる河川情報の提供
- ・ 河川管理施設の早期復旧に備えた防災資材の備蓄
- ・ 水害リスク空白域の解消に向けた取組
- ・ 高潮浸水シミュレーション（想定最大規模）の実施・公表 等



危機管理型水位計による観測データの提供（胆振総合振興局）



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※治山対策・森林整備については、複数箇所を計画・実施しているため、流域内の代表箇所を明示している。

チマイベツ川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～魚影豊かでのどかな田園風景が広がる地域の産業と暮らしを守る治水対策の推進～

チマイベツ川水系では流域全体を俯瞰的にとらえ、地域の産業と住民の安心・安全を確保するため、胆振総合振興局における取組はもとより、国や市とも協働しながら、以下の手順で「流域治水」を推進する。

- 【短期】河川の上下流バランスを考慮し、主に農地が集中する地域の浸水被害を軽減するために、流下能力のネックになっている橋梁の架け替えといった対策を推進する。
- 【中期】引き続き、農地が集中する地域の浸水被害を防止・軽減するために河道掘削や放水路整備といった対策を推進する。
- 【中長期】森林の水源涵養機能の維持・向上のための森林整備・保全対策に継続的に取り組むこと等により、流域全体の安全度向上を図る。

【第1フェーズでの取組】

今後の事業進捗によっては、工程が変更となる場合がある。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	主に農地を洪水被害から守るための河道掘削等	胆振総合振興局	橋梁改築（ネック解消）	河道掘削等	
	山地災害から流域を守るための治山対策	胆振総合振興局	治山施設等の整備		
	森林の水源涵養機能維持・向上のための森林整備・保全対策	胆振総合振興局 後志森林管理署 市町等	植栽・間伐等の森林整備		
被害対象を減少させるための対策	河川掘削土を活用した低地等の嵩上げ検討	胆振総合振興局	低地等の嵩上げ検討		
	まちづくり等での活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討	胆振総合振興局	浸水リスク情報の検討		
	宅地建物取引等に係る災害リスク情報の提供促進	胆振総合振興局 室蘭市、伊達市等	災害リスク情報の提供促進		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラによる河川情報の提供	胆振総合振興局	危機管理型水位計等による河川情報の提供		
	河川管理施設の早期復旧に備えた防災資材備蓄の検討・整備	胆振総合振興局	検討	整備	
	水害リスク空白域の解消に向けた取組	胆振総合振興局 室蘭市、伊達市	水害リスクの検討	水害リスクの周知等	
	高潮浸水シミュレーション（想定最大規模）の実施・公表	胆振総合振興局	実施・公表		

【第2フェーズに移行】
気候変動を踏まえた更なる対策を推進

【事業費】
（令和5年度以降の残事業費）

- 河川対策（胆振総合振興局）
- ・事業費 約25億円
- ・対策内容
河道掘削、放水路の整備 等

チマイベツ川水系流域治水プロジェクト【参考】

資料-2-4

～魚影豊かでのどかな田園風景が広がる地域の産業と暮らしを守る治水対策の推進～

治山対策（胆振総合振興局）



整備イメージ

民有林内における治山ダムの整備

森林整備

（胆振総合振興局、後志森林管理署、市町等）



国有林内における間伐の実施
（後志森林管理署）

まちづくり等での活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討
（胆振総合振興局）



チマイベツ川水系には水位周知河川
が無いいため、洪水浸水想定区域の
指定等を行っていない

改正水防法
（2021年7月施行）

水害リスクの空白域を解消するため、
様々な降雨規模での洪水氾濫区域を
検討する

まちづくり等での活用
ハザードマップに活用

危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラによる
河川情報の提供（胆振総合振興局）



（チマイベツ川）簡易型河川監視カメラによる映像提供

実施主体：胆振総合振興局
(室蘭建設管理部)

区分	被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
対策内容	危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等による河川情報の提供

チマイベツ川において、水位観測施設及び簡易型河川監視カメラを設置して河川情報を提供



※川の水位情報ホームページ(<https://k.river.go.jp>)に加筆



水位観測データの提供



簡易型河川監視カメラによる映像提供

実施主体：胆振総合振興局
(室蘭建設管理部)

区分	被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
対策内容	水害リスク空白域の解消に向けた取組

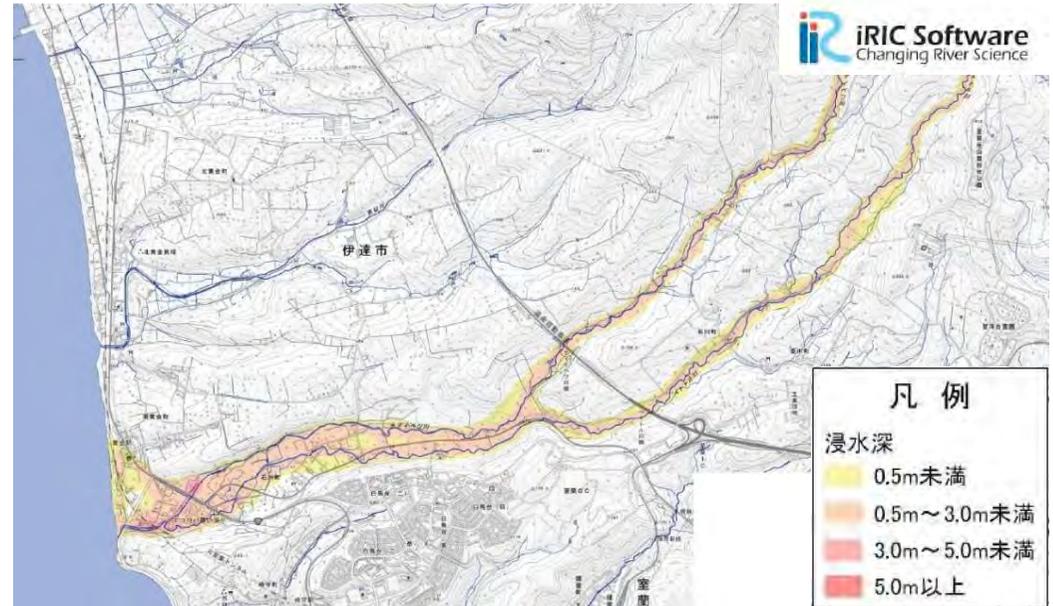
令和4年11月8日、水防法に基づき、チマイベツ川及び支川のペトル川において、想定しうる最大規模降雨による洪水浸水想定区域等を公表した

洪水浸水想定区域図などの公表



各振興局のテキストをクリックすると、該当する地域の河川リストが表示されます。

令和3年7月の水防法改正を踏まえ、水位周知河川等に指定されていない河川における水害リスク情報を共有するため、iRIC※を用いて想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成して公表。
※iRIC：河川の流れ・河床変動解析ソフト



※北海道建設部維持管理防災課ホームページ
(<https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html>) 考加筆

改定案

気門別川・シャミチセ川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「気門別川・シャミチセ川水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風や平成28年8月の一連の台風など、近年の激甚な水害や、気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、気門別川・シャミチセ川流域であらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を防止・軽減する治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 気門別川流域及びシャミチセ川流域で行う流域治水の全体像を検討し、その情報共有を図る。
- 2 「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」の取組に関するフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、会長には胆振総合振興局長、副会長には胆振総合振興局副局長(建設管理部担当)をあてる。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。なお、会長不在の時は副会長が会務を統轄する。
- 5 会長は協議会の同意を得た上で、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)を参加させることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に関する検討などを行い、その結果を協議会に報告する。
- 3 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会は、各幹事の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 5 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室長、副幹事長には胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室長をあてる。
- 6 幹事長は幹事会を代表し、会務を統轄する。なお、幹事長不在の時は副幹事長が会務を統轄する。

(アドバイザー)

第6条 協議会及び幹事会には、流域治水に関する助言を求めため、別表3にある機関をアドバイザーに置く。

(会議の公開)

第7条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出した資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮って非公表とすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後に公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室治水課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は協議会で決定するものとする。

(附則)

この規約は、令和3年(2021年)3月31日から施行する。

令和3年(2021年)8月31日一部改定

令和6年(2024年) 月 日一部改定

別表1 気門別川・シャミチセ川水系流域治水協議会 構成員一覧表

関係機関	構成員
胆振総合振興局	局長(会長) 副局長(建設管理部担当)(副会長)
室蘭開発建設部	部長
後志森林管理署	署長
伊達市	市長

別表2 気門別川・シャミチセ川水系流域治水協議会 幹事一覧表

関係機関	幹事
胆振総合振興局	地域創生部 危機対策室主幹 室蘭建設管理部 事業室長（幹事長） 用地管理室長（副幹事長） 建設指導課長 建設指導課主幹 維持管理課長 地域調整課長 治水課長 産業振興部 林務課長
室蘭開発建設部	農業開発課長
後志森林管理署	治山グループ 総括治山技術官
伊達市	総務部 危機管理課長 経済環境部 農地整備課長 水産林務課長 建設部 建設課長 都市住宅課長 上下水道課長

別表3 気門別川・シャミチセ川水系流域治水協議会 アドバイザー一覧表

関係機関
(アドバイザー) 室蘭開発建設部治水課

気門別川水系流域治水プロジェクト【位置図】

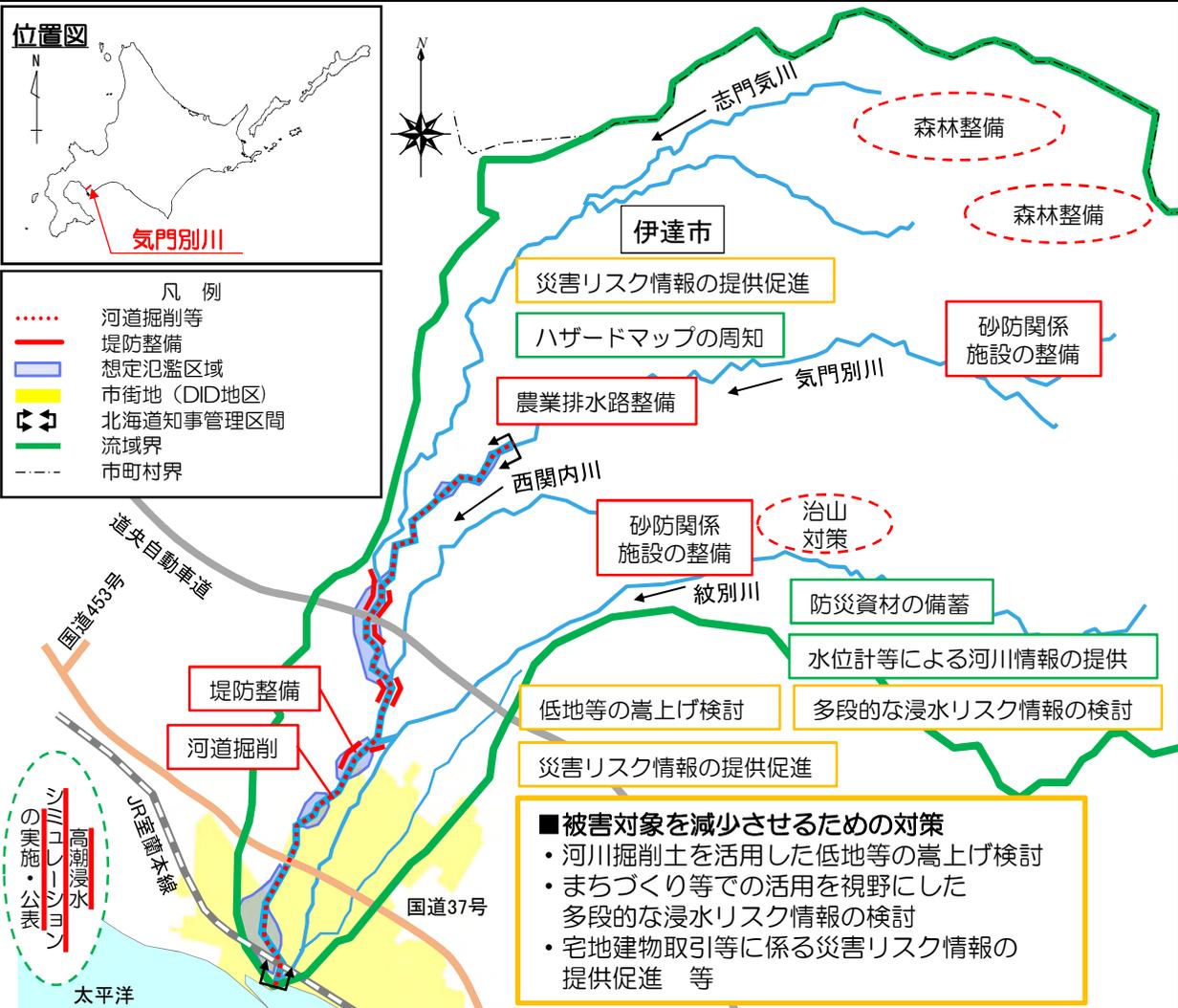
～桜並木と歴史浪漫漂うまち“伊達市”を守る治水対策の推進～

資料-2-5

昭和56年8月洪水等により甚大な被害が発生した気門別川水系では、伊達市の市街地及び農地等を洪水から守るために「流域治水プロジェクト」として以下の取り組みを推進していくことで、昭和56年8月洪水を踏まえた河川整備計画規模の洪水を安全に流下させるとともに、流域における浸水被害の防止・軽減を図る。



- 凡例
- 河道掘削等
 - 堤防整備
 - 想定氾濫区域
 - 市街地 (DID地区)
 - ⇄ 北海道知事管理区間
 - 流域界
 - 市町村界



■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 堤防整備、河道掘削
- 砂防関係施設の整備
- 森林整備 等
- 農業排水路整備
- 治山対策

気門別川

河道掘削等 (胆振総合振興局)

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 水位計や簡易型河川監視カメラ等による河川情報の提供
- 河川管理施設の早期復旧に備えた防災資材の備蓄
- 洪水等に対応したハザードマップの地域住民への周知
- 高潮浸水シミュレーション (想定最大規模) の実施・公表 等

気門別川

水位・雨量観測データの提供 (胆振総合振興局)

- 被害対象を減少させるための対策
- 河川掘削土を活用した低地等の嵩上げ検討
 - まちづくり等での活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討
 - 宅地建物取引等に係る災害リスク情報の提供促進 等

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※治山対策・森林整備については、複数箇所を計画・実施しているため、流域内の代表箇所を明示している。

気門別川水系では流域全体を俯瞰的にとらえ、地域の産業と住民の安心・安全を確保するため、胆振総合振興局における取組はもとより、国や市とも協働しながら、以下の手順で「流域治水」を推進する。

- 【短期】市街地の浸水被害を防止・軽減するために河道掘削を実施するとともに、市街地等を土砂災害から守るための砂防関係施設の整備といった対策を推進する。
- 【中期】引き続き、市街地の浸水被害を防止・軽減するために河道掘削を実施するとともに、農地を浸水被害から守るための排水路整備といった対策を推進する。
- 【中長期】河川整備計画に基づく堤防整備や河道掘削を実施するとともに、森林の水源涵養機能の維持・向上のための森林整備・保全対策に継続的に取り組むこと等により、流域全体の安全度向上を図る。

【第1フェーズでの取組】

今後の事業進捗によっては、工程が変更となる場合がある。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	市街地を浸水被害から守るための河道掘削等	胆振総合振興局	河道掘削等		
	主に農地を浸水被害から守るための河道掘削等	胆振総合振興局			河道掘削等
	農地を浸水被害から守るための排水路整備	室蘭開発建設部	農業排水路の整備		
	市街地等を土砂・洪水氾濫から守るための砂防関係施設の整備	胆振総合振興局	砂防関係施設の整備		
	山地災害から流域を守るための治山対策	胆振総合振興局 後志森林管理署	治山施設等の整備		
	森林の水源涵養機能維持・向上のための森林整備・保全対策	胆振総合振興局 後志森林管理署 市町等	植栽・間伐等の森林整備		
被害対象を減少させるための対策	河川掘削土を活用した低地等の嵩上げ検討	胆振総合振興局	低地等の嵩上げ検討		
	まちづくり等での活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討	胆振総合振興局	浸水リスク情報の提供		
	宅地建物取引等に係る災害リスク情報の提供促進	胆振総合振興局 伊達市等	宅地建物取引等に係る災害リスク情報の提供促進		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水位計や簡易型河川監視カメラ等による河川情報の提供	胆振総合振興局	水位計等による河川情報の提供		
	河川管理施設の早期復旧に備えた防災資材備蓄の検討・整備	胆振総合振興局	検討	整備	
	洪水等に対応したハザードマップの地域住民への周知	伊達市	ハザードマップの周知		
	高潮浸水シミュレーション（想定最大規模）の実施・公表	胆振総合振興局	実施・公表		

【第2フェーズに移行】
気候変動を踏まえた
更なる対策を推進

【事業費】
(令和5年度以降の残事業費)

- 河川対策（胆振総合振興局）
 - ・事業費 約64億円
 - ・対策内容 堤防整備、河道掘削 等
- 砂防対策（胆振総合振興局）
 - ・事業費 約1億円
 - ・対策内容 砂防関係施設の整備

きもんべつがわ 気門別川水系流域治水プロジェクト【参考】

～桜並木と歴史浪漫漂うまち“伊達市”を守る治水対策の推進～

資料-2-5

砂防関係施設の整備（胆振総合振興局）



（紋別川）砂防堰堤の整備

治山対策
（胆振総合振興局、後志森林管理署）



紋別川

国有林内における山腹工の整備（後志森林管理署）

まちづくり等での活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討
（胆振総合振興局）



想定最大規模や計画規模のみならず、より高頻度で発生する降雨規模での洪水氾濫区域を検討する

まちづくり等での活用

水位計や簡易型河川監視カメラ等による河川情報の提供
（胆振総合振興局）



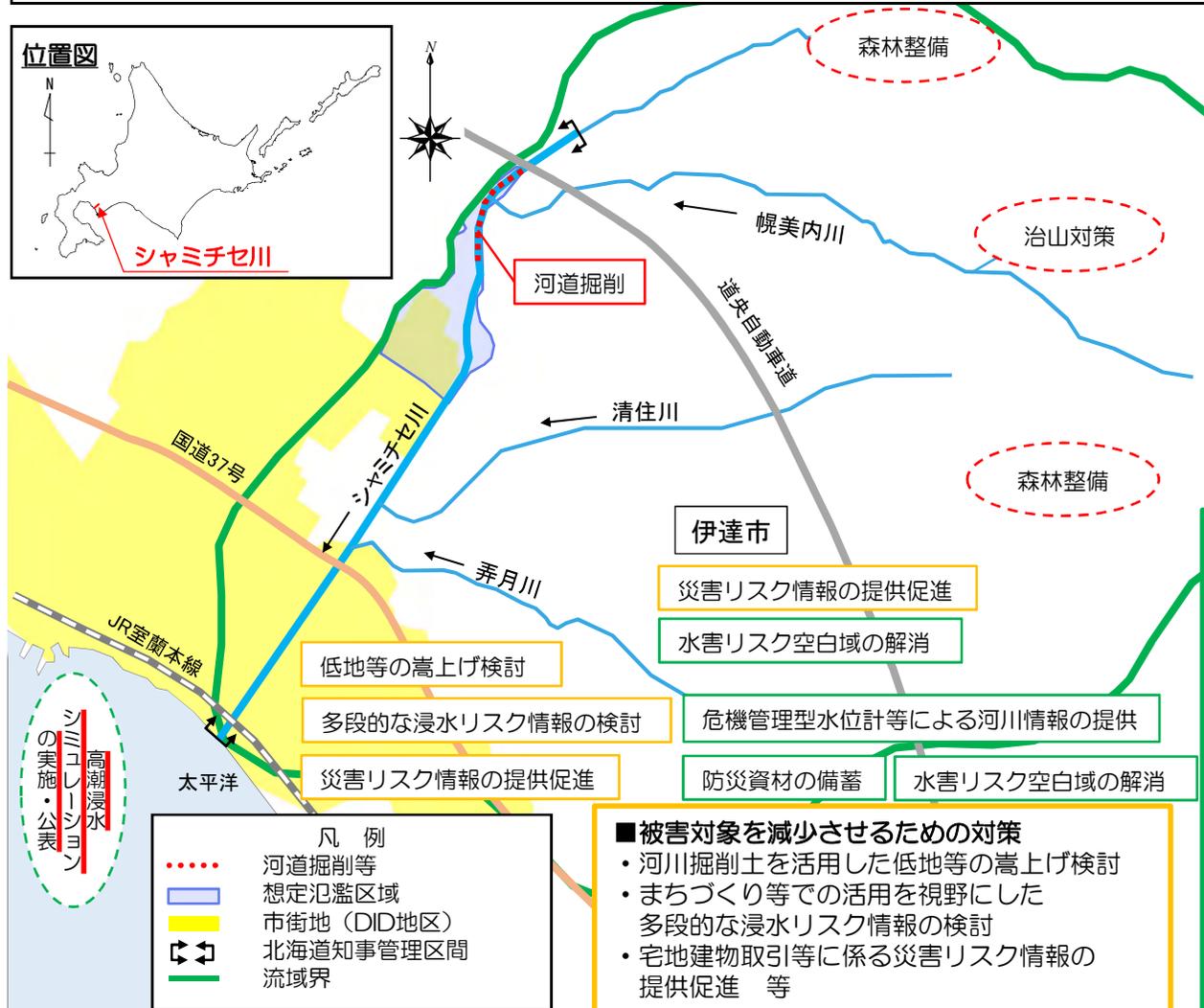
（気門別川）簡易型河川監視カメラによる映像提供

シャミチセ川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～古い歴史と伝統文化を有するまち“伊達市”を守る治水対策の推進～

資料-2-5

昭和47年9月洪水等により甚大な被害が発生したシャミチセ川水系では、伊達市の市街地及び農地等を洪水から守るために「流域治水プロジェクト」として以下の取り組みを推進していくことで、昭和47年9月洪水を踏まえた河川整備計画規模の洪水を安全に流下させるとともに、流域における浸水被害の防止・軽減を図る。



■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削
- ・治山対策
- ・森林整備 等



河道掘削等（胆振総合振興局）

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラによる河川情報の提供
- ・河川管理施設の早期復旧に備えた防災資材の備蓄
- ・水害リスク空白域の解消に向けた取組
- ・高潮浸水シミュレーション（想定最大規模）の実施・公表 等



危機管理型水位計による観測データの提供（胆振総合振興局）

■ 被害対象を減少させるための対策

- ・河川掘削土を活用した低地等の嵩上げ検討
- ・まちづくり等での活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討
- ・宅地建物取引等に係る災害リスク情報の提供促進 等

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

※治山対策・森林整備については、複数箇所を計画・実施しているため、流域内の代表箇所を明示している。